

	<u>。)</u> の規定に基づく保管場所標章の交付		
(3)・(4) (略)	<u>3 法第6条第3項(法第7条第2項(法第13条第4項において準用する場合を含む。))および第13条第4項において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく保管場所標章の再交付	保管場所標章再交付手数料	<u>500円</u>
	(3)・(4) (略)		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、別表第2号(2)の表2の項および3の項を削り、1の2の項を2の項とする改正規定は、令和7年4月1日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 一部施行日以後に、一部施行日前にした申請に基づき自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第35号)による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第6条第1項(同法第7条第2項(同法第13条第4項において準用する場合を含む。))および第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく保管場所標章の交付を受けた場合の当該申請に係る保管場所標章交付手数料については、なお従前の例による。

福井県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月26日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第42号

福井県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

福井県議会議員の政治倫理に関する条例(平成19年福井県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(政治倫理規準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。 (1)~(6) (略)	(政治倫理規準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。 (1)~(6) (略)

(7) 国もしくは地方公共団体の公務員または関係団体（国または地方公共団体がそれぞれまたは合計で資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人および地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員もしくは職員に対し、議員の権限または地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。
（請負等に関する制限）

第4条 議員は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、次に掲げる企業等（営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体をいう。以下同じ。）が、県および県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人（以下「県等」という。）に対する請負（業として行う工事の完成もしくは作業その他の役務の給付または物件の納入その他の取引で県等が対価の支払いをすべきものをいう。）をする者となることを辞退することを求めるなど、県民に疑念を抱かせることのないよう努めなければならない。

- (1) 議員が役員（無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役またはこれらに準ずべき者、支配人および清算人をいう。）をしている企業等
- (2) （略）
- (3) 議員が顧問料その他の報酬を受領している企業等

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例を公布する。

令和6年12月26日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第43号

福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例

（長期欠席議員に係る議員報酬の不支給）

第1条 福井県議会の議員（以下「議員」という。）が長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議および委員会の全てを欠席（福井県議会議員の議員報酬等の支給の停止等に関する条例（平成23年福井県条例第32号）第1条第1項に規定する拘束期間に係る欠席を除く。）することをいう。以下同じ。）をしたときは、福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和29年福井県条例第3号。以下「議員報酬等条例」という。）第2条第1項および第8条の規定にかかわらず、当該定例会の閉会の日属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。

- (1) 公務上の災害または通勤による災害
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者であること。
- (3) 出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から産後8週間以内であること。
- (4) 負傷または疾病の療養であって、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が特にやむを得ない事由であると認めるもの

(7) 国もしくは地方公共団体の公務員または関係団体（国または地方公共団体がそれぞれまたは合計で資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人および地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員もしくは職員に対し、議員の権限または地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。
（請負等に関する制限）

第4条 議員は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、次に掲げる企業等が、県および県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人の発注する工事等の請負および業務委託の契約を辞退することを求めるなど、県民に疑念を抱かせることのないよう努めなければならない。

- (1) 議員、その配偶者または2親等以内の親族が役員をしている企業等
- (2) （略）
- (3) 議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業等